

平成 30 年度医道審議会歯科医師分科会 歯科医師臨床研修部会(第4回)	委員提出 資料 2
平成 30 年 12 月 14 日(金)	

2018 年 12 月 14 日

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会
部会長 一戸 達也 様

医道審議会歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会委員
薬師寺 登

意見書

平成 30 年度第 4 回の医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会を所用により欠席いたします。以下のとおり書面にて意見を申し述べます。

記

1. 研修内容について

施設ごとの到達目標が画一的である。しかし、実際には歯科大学病院と病院歯科では、研修の内容、特長に大きな違いがあると考えられる。到達目標について例えば歯科大学と医科大学・病院歯科とで分けるなど、細分化するのはいかがか。

医学部附属病院と、急性期病院の歯科は同じで良いと思われるが、歯学部・歯科大学の附属病院とは診療内容が大きく異なり、到達目標を変えることにより、研修医に研修内容をより理解できやすくすることが必要ではないか。

2. 臨床研修施設について

地方の病院歯科では、ホームページで募集等努力しているのにも関わらず、近畿では、各病院歯科が近畿厚生局主催の研修医説明会に参加し、さらに兵庫県では病院歯科が単独で説明会を開いているが、マッチング希望者がいない、またはマッチしても国家試験の不合格で結果的に受入なしになってしまう施設が多い。平成 28 年度改正で、単独型・管理型臨床研修施設の指定取消しの要件に 3 年以上受入なしが追加された。また、最近では学生のうちから強い目的意識を持って病院歯科を希望する人が少なくなっていると感じる中で、研修からの撤退の危機に晒されている病院歯科は多いと感じている。指定取消しの要件を、3 年以上受入なしを 3 年以上募集した実績がなしに緩和することにより、急性期病院歯科の研修施設撤退が防げるのではないか。

以上